

税金

2年度(元年中所得)市・府民税の申告

とき 2月17日(月)～3月16日(月)の平日午前9時～正午、午後1時～5時

※2月23日(祝)午前10時～正午、午後1時～3時は開設

ところ 第3会議室(市役所別館3階)

申告が必要な人

1月1日現在、市在住の人

※詳しくは左表参照

申告が不要な人

次のいずれかを満たす人

○元年中に収入がなかった、または合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者＋扶養親族＋1)＋21万円

※同一生計配偶者や扶養親族がいない場合は35万円

○税務署で確定申告をする

○勤務先などから市役所に給与支払報告書または公的年金等

支払報告書が提出される

※所得がない場合でも、国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明書や非課税証明書が必要なのは申告が必要申告に必要な物

本人確認書類(マイナンバーカード、通知カード、運転免許証など)、印鑑

※郵送の場合は写しを同封。詳しくは左表参照

申告方法 郵送または直接

◆個別の申告期間にご協力を混雑を避けるため、申告期間を個別に指定しています。指定期間は1月下旬に送付した申告書封筒に記載していますので、ご協力をお願いします。

◆南部市民センター出張申告会場を開設

とき 2月6日(木)・7日(金)

午前9時30分～正午、午後1時～4時

申告・問合先

T571-85885

〒571-85885

「門真市役所」課税課

☎06(6902)58898

◆市・府民税の申告が必要な人（例）		
職業など	申告に必要な物	
自営業	収支内訳書 など	○ 本人確認書類（注） ○ 市・府民税の申告書 ○ 印鑑 ○ 社会保険料（介護保険料を含む）の支払い証明書または領収書 ○ 生命保険・地震保険料の控除証明書 ○ 医療費の明細書など ※障がい者・勤労学生控除を受ける人は身体障害者手帳や在学証明書
大工、左官、建築手伝い、各種外交員など		
不動産所得がある人		
配当所得がある人 ※上場株式などの配当所得は源泉分離の為申告不要ですが申告分離課税も選択可	支払通知書 など	
2カ所以上からの給与がある人 ※パート・アルバイトなどを含む	源泉徴収票 など	
元年中に中途退職をした人		

(注) 本人確認書類の例(郵送の場合は写しを同封)
マイナンバーカード、通知カード、運転免許証、健康保険証など

年金

確定申告には控除証明書の添付が必要

市役所では税務署分の確定申告は受け付けてきません。所得税および復興特別所得税の確定申告書は門真税務署の申告会場へご提出ください。

※年末調整をしない人、住宅ローン控除を初めて受ける人は税務署の確定申告が必要

確定申告は3月16日(月)まで

対象 元年分所得税および復興特別所得税

申告・相談期間

2月17日(月)～3月16日(月)の平日午前9時～午後5時

※2月24日(休)、3月1日(日)は開設

※受付は午後4時まで

◆確定申告はe・Tax(電子申告)をご利用ください

IDとパスワードを取得すればスマホからも電子申告ができます。IDとパスワードの発行を希望する人は本人確認書類を持参のうえ、お近くの税務署にお越しください。

問合先 門真税務署

☎06(6909)0181

確定申告は3月16日(月)まで

対象 元年分所得税および復興特別所得税

申告・相談期間

2月17日(月)～3月16日(月)の平日午前9時～午後5時

※2月24日(休)、3月1日(日)は開設

※受付は午後4時まで

◆確定申告はe・Tax(電子申告)をご利用ください

IDとパスワードを取得すればスマホからも電子申告ができます。IDとパスワードの発行を希望する人は本人確認書類を持参のうえ、お近くの税務署にお越しください。

問合先 門真税務署

☎06(6909)0181

確定申告は3月16日(月)まで

対象 元年分所得税および復興特別所得税

申告・相談期間

2月17日(月)～3月16日(月)の平日午前9時～午後5時

※2月24日(休)、3月1日(日)は開設

※受付は午後4時まで

◆確定申告はe・Tax(電子申告)をご利用ください

IDとパスワードを取得すればスマホからも電子申告ができます。IDとパスワードの発行を希望する人は本人確認書類を持参のうえ、お近くの税務署にお越しください。

問合先 門真税務署

☎06(6909)0181

確定申告は3月16日(月)まで

対象 元年分所得税および復興特別所得税

申告・相談期間

2月17日(月)～3月16日(月)の平日午前9時～午後5時

※2月24日(休)、3月1日(日)は開設

※受付は午後4時まで

◆確定申告はe・Tax(電子申告)をご利用ください

IDとパスワードを取得すればスマホからも電子申告ができます。IDとパスワードの発行を希望する人は本人確認書類を持参のうえ、お近くの税務署にお越しください。

問合先 門真税務署

☎06(6909)0181

確定申告は3月16日(月)まで

対象 元年分所得税および復興特別所得税

申告・相談期間

2月17日(月)～3月16日(月)の平日午前9時～午後5時

※2月24日(休)、3月1日(日)は開設

※受付は午後4時まで

◆確定申告はe・Tax(電子申告)をご利用ください

IDとパスワードを取得すればスマホからも電子申告ができます。IDとパスワードの発行を希望する人は本人確認書類を持参のうえ、お近くの税務署にお越しください。

問合先 門真税務署

☎06(6909)0181

環境

2月は生活排水対策推進月間

洗剤 お風呂 洗い物

ちよっとの工夫できれいな川に

川などの汚れの原因は約8割がトイレや台所、お風呂、洗濯などの日常生活から出る生活排水です。その影響は、河川流量が減少する冬期に大きくなるため、ご協力をお願いします。

◆水を汚さないための工夫

川などの汚れの原因は約8割がトイレや台所、お風呂、洗濯などの日常生活から出る生活排水です。その影響は、河川流量が減少する冬期に大きくなるため、ご協力をお願いします。

◆水を汚さないための工夫

川などの汚れの原因は約8割がトイレや台所、お風呂、洗濯などの日常生活から出る生活排水です。その影響は、河川流量が減少する冬期に大きくなるため、ご協力をお願いします。

◆水を汚さないための工夫

川などの汚れの原因は約8割がトイレや台所、お風呂、洗濯などの日常生活から出る生活排水です。その影響は、河川流量が減少する冬期に大きくなるため、ご協力をお願いします。

◆水を汚さないための工夫

川などの汚れの原因は約8割がトイレや台所、お風呂、洗濯などの日常生活から出る生活排水です。その影響は、河川流量が減少する冬期に大きくなるため、ご協力をお願いします。

◆水を汚さないための工夫

問合専用電話

ねんきん加入者ダイヤル

① ☎0570(003)0004

② ☎03(66330)2525

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○平日：午前8時30分～午後7時

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

31年1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除の対象です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

控除を受けるには日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収証書を確定申告の際に必ず添付してください。

また、ご家族の保険料を納付した場合もその全額が納付した人の控除対象となります。確定申告の際は、家族分の証明書を添付し、自身の保険料と合算して申告してください。

控除証明書の送付時期

○31年1月～9月に国民年金保険料を納付：元年11月

○元年10月～12月に初めて国民年金保険料を納付：2月上旬

※市役所では控除証明書の発行は不可

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

年金の相談はねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤルへ

相談先

① ☎0570(05)1165

② ☎03(6700)1165

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火・金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌受付日午後7時まで

問合先 守口年金事務所

☎06(6992)30031

保険

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

高額医療 高額介護合算療養制度

各医療保険における30年8月1日～元年7月31日(期間中に死亡した人または生活保障受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得区分に応じた基準額を超えた場合、その超えた金額を支給します。

申請方法

◆奨励通知に必要事項を記入、押印のうえ次のとおり申請

○後期高齢者医療：同封の返信用封筒で返送

○国民健康保険：市健康保険課へ郵送または持参

注意事項

○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または超過額が500円以下の場合には支給対象外

外来年間合算支給申請書が届いている人へ

この申請書は、外来診療の自己負担額の年間上限を超えた人に送付しています。届いた人はお早めに手続きをしてください。

※後期高齢者医療の人は過去に高額療養費の口座登録をしていない人が対象

申請・問合先

大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎06(4790)2031

健康保険課

☎06(6902)5697

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

保険料の納付はLINEpayが便利

LINEpay請求書支払いでは、スマートフォンを使用して国民健康保険料の納付を24時間、いつでもどこでも行うことができます。

※詳しくは市ホームページ参照

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994